

仙北市ごみ集積所整備補助金

市の収集対象となっているごみ集積所の建替や修繕にかかった費用の一部を、事業終了後に予算の範囲内で補助いたします。

【補助対象者】

ごみ集積所を管理する町内会や自治会等が対象。個人・事業所等は対象外です。
原則として、町内会や自治会等の代表者名で申請をお願いいたします。

【補助対象事業及び補助金額】

1) 既存のごみ集積所を建替える事業

事業費の2分の1以内で**限度額6万円**（千円未満は切り捨て）

例) 建替総額 147,000円の場合、 $147,000円 \times 1/2 = 73,500円$ → (交付額 60,000円)

例) 建替総額 108,800円の場合、 $108,800円 \times 1/2 = 54,400円$ → (交付額 54,000円)

2) 既存のごみ集積所を修繕する事業

事業費の2分の1以内で**限度額3万円**（千円未満は切り捨て）

例) 修繕総額 68,000円の場合、 $68,000円 \times 1/2 = 34,000円$ → (交付額 30,000円)

例) 修繕総額 38,400円の場合、 $38,400円 \times 1/2 = 19,200円$ → (交付額 19,000円)

※ 補助を受けた集積所は、翌年から5年間は申請出来ません。（災害による被害はのぞく）

※ 現在、ごみ集積所の新設の許可は出していません。補助対象は既存のごみ集積所です。

※ ごみ集積所を移転する場合は、事前に届け出が必要です。

【交付までの流れ】※提出書類関係

